

平成20年度 第1回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成20年7月23日(水) 13時29分～13時49分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室

3 出席者

(1) 委 員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、岩田俊二委員、芝崎裕也委員
鈴木宏委員、田中彩子委員、宮岡邦任委員、森下光子委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

河川・砂防室長

下水道室長

都市政策室長

公共事業運営室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営室)

定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第1回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

本審査委員会につきましては、原則公開ということで開催させていただいております。本日傍聴をご希望される方がいらっしゃいますので、ここで入場をしていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

(委員長の同意あり)

(傍聴者入室)

本日の委員会につきましては、10名の委員中、7名の委員の方にご出席いただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項の基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。

申し遅れましたが、私、三重県公共事業評価審査委員会の事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室長の渡辺と申します。本日の司会を務めますのでよろしくお願いいたします。それでは会議に入ります前に、お手元の委員会資料のご確認をお願いいたします。

お手元の青いファイルにまとめてありますが、中に“委員会”と書いてあります青いインデックスの下に、赤いインデックスで1番から9番までつけております。資料の方、よ

ろしいでしょうか。

(委員のうなずきあり)

それでは資料の1番の議事次第に従いまして、早速会議の方へ入らせていただきます。

先ず、議事次第2番目の委員及び出席者紹介でございますが、本年度から新しくご就任いただきました委員の方もおみえになりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料3の委員名簿に従いましてご紹介いたします。資料3をご覧くださいませ。

先ず、本年度から新しくご就任いただきました三重短期大学生活科学科教授でいらっしゃいます岩田委員でございます。

次に、三重中京大学現代法経学部教授でいらっしゃいます大森委員でございます。なお、大森委員におかれましては、当委員会の副委員長をお務めいただきます。

次に、三重大学生物資源学部教授でいらっしゃいます葛葉委員でございます。なお、葛葉委員におかれましては、当委員会の委員長をお務めいただきます。

次に、南紀グリーンハウス代表でいらっしゃいます芝崎委員でございます。

次に、ヒロ・エンジニアリング技術士事務所の所長でいらっしゃいます鈴木委員でございます。

次に、本年度から新しくご就任いただきました医療法人誠仁会塩川病院理事長でいらっしゃいます田中委員でございますが、ご都合により少し遅れてご出席いただける予定でございます。

次に、三重大学教育学部准教授でいらっしゃいます宮岡委員でございます。次に、本年度から新しくご就任いただきました三重県農村女性アドバイザーでいらっしゃいます森下委員でございます。

なお、本日はご欠席されていますが、災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長でいらっしゃいます南部委員と、NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター事務局長でいらっしゃいます野口委員が、昨年度より引き続き本年度も本委員会委員としてご就任いただいております。

続きまして、事務局の職員の紹介をいたします。公共事業総合推進本部事務局長を務めます県土整備部公共事業総合政策分野総括室長の北川でございます。その他、事務局の職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

また、例年でございますと、この後、公共事業総合推進本部の本部長であります三重県副知事からご挨拶申し上げるところでございますが、本日は審議がございませんので、次回にご挨拶させていただく予定です。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議事次第3番目の委員会の所掌事務及び審議の進め方につきまして、事務局から説明させていただきます。

(事業評価グループ副室長)

事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室の堤でございます。よろしく願いいたします。座って失礼をさせていただきます。

私から委員会の所掌事務及び審議の進め方について説明させていただきます。資料の8の三重県公共事業評価審査委員会条例をご覧くださいと思います。条例の第2条で委員会の所掌事務を規定しております。この中で公共事業の再評価にかかる調査審議につき

ましては、第1項第1号で三重県が実施している公共事業の継続の適否について三重県が行った評価に関する事項が、また事後評価の調査審議につきましては、第2号で三重県が実施した公共事業の効果について三重県が行った評価に関する事項が該当いたします。なお、第3号につきましては、再評価と事後評価に関する事項について、特に調査審議をお願いするときに該当する規定でございまして、現在のところ、第3号の関連の審議をお願いする案件はございません。なお、本日は公共事業の調査審議はございませんので、再評価及び事後評価における評価の視点など、評価に関する具体的な説明は省略をさせていただきます。

続きまして、本年度の委員会審議の進め方に関して、昨年度から改定いたしました点を説明させていただきます。昨年度は委員会からご要望にお応えする形で、審議を行う前の回の委員会におきまして、事前の説明として評価の概要説明を行ってきました。本年度も引き続き事前に概要説明を行いたいと考えていますが、説明を行う公共事業担当室のほうから、事前説明をする内容が評価の詳細に及んでいるため、実質的な評価事務の前倒しとなり、資料の作成に時間が不足するため改善してほしいという要望が寄せられました。

これを受けまして、事務局では概要説明の内容を再度検討するため、昨年度、副委員長をしていただいておりました葛葉委員のご了解をいただきまして、本年度の説明内容について次のとおり修正を行いたいと考えております。資料の9をご覧くださいと思います。大きな改正点といたしましては、説明を行う内容についてです。昨年までは再評価や事後評価の評価事務を全て終えた後で、その評価内容を取りまとめた形で作っておりましたが、今回の修正により、事業全体の概要や、なぜ事業が実施されたかなど、事業の背景を中心に、その他事業進捗も説明することとしております。委員会の所掌事務と審議の進め方につきましては以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、昨年度に導入しました事前説明の改正点など、委員会の所掌事務と審議の進め方につきまして、少し簡単ではございますが説明させていただきました。ここまでで何かご質問等はございませんでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、ご質問はございませんか。特にないようですので、事務局、次へ進めてください。

(公共事業運営室長)

はい、分かりました。それでは議事次第の4番目でございますが、平成20年度にご審査をお願いいたします事業につきまして、事務局の方から説明させていただきます。

(事業評価グループ副室長)

それでは、本年度審査をお願いします再評価及び事後評価の調査審査対象事業について説明をいたします。赤いインデックスの資料4をご覧ください。ここには本年度、ご審査をお願いいたします再評価及び事後評価の審査対象を一覧にして記載してございます。こ

ここにごきますように、再評価対象の 29 事業と事後評価対象の 10 事業、合わせて 39 事業の県事業のご審査をお願いしたいと思っております。再評価対象事業の再評価理由につきましては、この表の右から 2 番目の再評価理由欄に丸で番号がつけてございますが、2 ページ目の右下の平成 20 年度再評価件数集計をご覧ください。本年度のご審査をお願いしませ事業の再評価理由別事業数につきましては、の事業採択後、一定期間を経過して継続中の事業が 6 事業、の再評価後、一定期間が経過している事業、これは再々評価などでございますが、23 事業となっております。なお、本年度はの事業採択後、5 年を経過して未着工の事業との社会経済情勢等の急激な変化により、再評価を行った事業はございません。また、事後評価につきましては、事業完了後、概ね 5 年が経過した事業で、事業規模や事業特性を考慮して評価対象といたしてありまして、10 事業の県事業の審査をお願いしたいと思っております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ただいま再評価につきましては本年度、29 事業、それから事後評価につきましては本年度、10 事業のご審査をお願いいたしました、この点につきましてご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

(委員長)

ただいま本委員会に対して合わせて 39 事業の審査依頼がございました。このことにつきまして委員の皆さん、何かご質問はおありでしょうか。特にないようですので、39 事業の審査依頼について承ることにいたします。

事務局、次へ進めてください。

(公共事業運営室長)

はい、分かりました。それでは議事次第 5 番目でございますが、三重県公共事業評価審査委員会運営要領と、それに関連します三重県公共事業評価審査委員会傍聴要領について、事務局より説明いたします。

(事業評価グループ副室長)

それでは赤いインデックスの資料 7 をご覧ください。今回の一部改正では運営要領と傍聴要領を統合し、傍聴要領は“三重県公共事業評価審査委員会における傍聴について、”と名称を改めました。これは事務局が所管します要綱、要領等の整理の過程で、統廃合が妥当と判断したためです。なお、これまでの傍聴要領は運営要領の中で傍聴時の注意事項を規定する要領として位置付けられており、委員会開催時には傍聴者に配布してありました。今回の改正によりまして、傍聴者への配布資料として位置付けを変えてはありますが、これまでとは記載内容は同じであり、実態に合わせるための改正と考えていただきたいと思います。以上でございます。

(公共事業運営室長)

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

(委員長)

委員の皆さん、ただいまの説明で、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。特にないようですので、次へ進めてください。

(公共事業運営室長)

はい、分かりました。それでは議事次第6番目でございますが、三重県公共事業再評価及び事後評価実施要綱の一部改正につきまして、事務局より説明いたします。

(事業評価グループ副室長)

赤いインデックスの5をご覧くださいと思います。今回の再評価実施要綱の一部改正は、河川事業と下水道事業で改正がありました。まず河川事業についてですが、再評価実施要綱2ページ目、左のページの中ほどに、第8条として(河川事業、ダム事業の取扱い)を追加しております。条文を読ませていただきます。『河川事業、ダム事業については、第2条第1項の規定にかかわらず、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、この手続きが行われた場合には、その結果を三重県公共事業評価審査委員会に報告するものとする。』とあります。これは国土交通省の要領でも記載されており、河川整備計画の策定に当たっては、第三者委員会で審議されているため、再評価の手続きがあったものとして策定結果を本委員会に報告する旨規定されております。これまで本県の要綱ではこの規定がございませんでしたので、今回、改めて条文化した次第でございます。

次に、下水道事業についてですが、再評価実施要領別紙2ですが、この中段に下水道事業があり、下水道事業の再評価項目の として、「供用開始区域の接続状況」を追加しております。国の要綱改正によりまして、この項目を追加させていただきました。

続きまして、赤いインデックスの資料6をご覧くださいと思います。ページの中段ですが、今回、事後評価実施要綱の一部改正は、都市公園事業についてです。これまで同事業の事後評価自体は行っておりませんでした。国土交通省で新たにこの事業が追加されましたので、本県でも事後評価の対象として追加をさせていただきました。

なお、本年度は当事業の事後評価対象事業はございませんが、来年度に予定しております。以上でございます。

(公共事業運営室長)

ただいま、本年度、要綱の改正点につきまして説明させていただきました。再評価につきましては、河川事業、下水道事業、それから事後評価につきましては都市公園事業の追加ということで説明させていただきました。何かご質問等ありましたら、委員長よろしく願います。

(委員長)

新しい委員の方は、今はまだ理解されてないかも知れませんが、そのあたりまた

あとで詳しく説明させていただきますので、とりあえず今特に何か質問なければ、次に行きたいと思います。よろしいですか。

(委員のうなずきあり)

特にないようですので、事務局、次へ進めていただきますか。

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第7番目ですが、「その他」に移ります。事務局より次回の日程につきまして事務連絡をさせていただきます。

(事業評価グループ 副室長)

それでは事務連絡をさせていただきます。次回は8月を飛び越しまして、9月8日でございます。月曜日に開催する予定でございますので、お忙しいときとは存じますが、出席方よろしくお願いいたしたいと思います。以上でございます。

(委員長)

それでは、これで本日の議事を終了いたします。

(公共事業運営室長)

それでは、これもちまして平成20年度第1回三重県公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。なお、委員の皆様におかれましては、この後、こちらで非公開での勉強会ということで行わせていただきますので、5分ほど休憩した後、お席のほうへお戻りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(13時50分閉会)